

人権政策を政治の柱に！ 民法改正を求める 8.3 緊急院内集会へのメッセージ

女性差別撤廃委員会のフォローアップ審査を目前にした本日、民法改正を改めて求める院内集会には、日本弁護士連合会としても、大変意義のあるものと思い、開催者の皆様に、敬意を表します。

本日に至るも、国会に家族法改正案が提出されていないことは、誠に遺憾です。法制審議会答申「民法改正案要綱」以来、15年を過ぎました。国際的にも、日本の家族法の差別的規定は問題視されています。女性差別撤廃委員会等、国連の各種人権機関は日本政府に対し、家族法改正を勧告し続けてきました。今月の女性差別撤廃委員会のフォローアップ審査における日本政府の用意した報告は、ほとんど内容のない空疎なものと思われ、予想されます。そのようなことでは、国際社会に、日本は人権軽視の国と評価されてもやむを得ないのではないのでしょうか。

当連合会は、1993年に国際人権規約委員会で審議された日本政府の報告書に対するカウンターレポートの中で、婚外子の相続分差別規定の撤廃、選択的夫婦別姓の導入を求めて以来、繰り返し、家族法改正を求めて、決議や意見書、会長声明を発表してきました。直近では、2010年2月26日付けで「家族法の差別的規定の改正が速やかに実現されることを強く求める」との会長声明を出し、同年11月2日には、「今こそ変えよう！家族法」と題してシンポジウムを開催しました。平日というのにもかかわらず、多数の参加者にお集まりいただいたシンポジウムの活気を改正につなげようと、当連合会編で、2011年4月に同じ題名の本も刊行させていただきました。さらに、2009年の政権交代後に限っても、各地の弁護士会のうち合計30もの弁護士会から、家族法改正を求める会長声明が出されています。本年7月に公表した「女性差別撤廃委員会の最終見解に対するフォローアップに関する日本弁護士連合会報告書」でも、未だ家族法改正がなされていない現状につき、女性差別撤廃委員会の総括所見における要請に答えていないと指摘しました。

民法第750条を改正し、氏名の人格権を尊重し、自己の氏を維持しながら、婚姻することを認める選択的夫婦別姓制度を導入することは、憲法上の要請といっても過言ではありません。父母が婚姻していたか否かによって、その間に生まれた子どもを差別してはなりません。婚外子の相続分を婚内子の2分の1とする民法900条4号ただし書も、憲法14条に反する不合理な差別です。この条文を合憲とする最高裁判決は未だ維持されていますが、僅差であり、早晚見直されるものと予想されます。

しかし、司法判断を待つまでもなく、立法府は、違憲であり差別撤廃条約に反する規定を改正する義務があるというべきです。立法府の決断を強く求めます。

2011年（平成23年）8月3日

日本弁護士連合会
会長 宇都宮 健 児